

2017年3月21日

学校法人早稲田大学環境総合研究センター
W-BRIDGE 代表 勝田 正文

早稲田大学・株式会社ブリヂストン連携プロジェクト W-BRIDGE
「2017年7月～2018年6月 研究・活動委託」募集要項

1. ごあいさつ

W-BRIDGE (Waseda-Bridgestone Initiative for Development of Global Environment の略) は、地球環境の保全等に貢献するために、早稲田大学と株式会社ブリヂストンの連携により、早稲田大学環境総合研究センター内に設置された産学連携プロジェクトで、地球環境分野において、従来の産と学の連携に、地域の生活者との連携を加え、二つの架け橋、つまりダブルブリッジに基づいた実践的な研究・活動を支援し、その成果を広く発信していきます。

早稲田大学は、環境分野においては、理工学系と人文社会科学系が協働して問題に取り組むことが重要であるとの認識から、学問領域統合型のアプローチを旨とする環境総合研究センターを設置して活発な研究展開を行うとともに、大学院環境・エネルギー研究科を設置して、時代の課題に応えた大学院教育を展開してきました。

株式会社ブリヂストンは、環境宣言に掲げる“未来のすべての子どもたちが「安心」して暮らしていくために...”という変わらぬ思いのもと、かねてから経営の最重要課題の一つとして環境経営活動を積極的に実践してきました。すなわち、生産活動における環境負荷軽減をはじめとし、環境対応商品の開発・販売やリトレッド事業の展開など、広範囲な事業領域だけでなく、地域的な広がりもふまえた多様性のある活動を展開してきました。

そして双方は、日々深刻化する地球環境問題解決の道筋を明らかにするという、企業および大学の社会的使命を果たしていくためには、従来の企業と大学の連携の枠を超えた、人々の生活により近づいた取り組みが必要だと考え、2008年7月に当プロジェクトをスタートさせました。

地球環境問題は、人類、ひいては全ての生物にかかわる問題であり、その解決のための研究は、地域に生活する人々による実践的なものでなければなりません。本プロジェクト設立の意図は、生活者として一般の人々に参加していただけるような枠組みを作ることです。本当に持続可能な社会を実現していくには、人間の生活というものを無視して進めることはできません。地域で実生活に根ざした活動をされている NPO や NGO、そして一般の方々を、産学の連携に巻き込み、一緒に課題解決に取り組んでいく、そういう三者連携の新しい枠組みで、社会イノベーションといった動きを巻き起こし、地球規模の様々な問題の解決に貢献していきたいと考えています。また、得られた成果は広く世の中に発信し、多くの

方々に活用していただけるようにしていきたいと、当プロジェクトは考えます。

W-BRIDGE プロジェクトは10期目の募集を迎えることとなり、すでに、各採択プロジェクトに定着しつつあった学と民および多種多様なステークホルダーとの協働をより進めるため、プロジェクトの採択、最終事業計画策定の部分に Co-design（多くのステークホルダーなどが計画から関与する方式。パリ合意など国際的な取り組みをはじめとして国内でも注目されつつある）の要素を取り入れるとともに、より、W-BRIDGE らしく明確なテーマ設定による募集とすることとしました。これは、より具体的な成果を社会に発信するために実施するものです。

過去の各プロジェクトは、学会での論文最優秀賞、eco japan cup 等で大賞を獲得、あるいは熱帯林再生分野で W-BRIDGE モデルとして高く評価される取り組みが出現するなど、発信力が高く、多くの地域での取り組みのモデルとなっていると自負しております。

今回の募集では、国内外を問わず、SDGs（5 ページ参照）をふまえた研究・活動が重要になってくるとの認識と、プロジェクト成果の社会への発信（学術論文の発表等、活動内容がメディアで取り上げられる、表彰を受賞するなど社会的評価を獲得する、行政機関等への提案につながるなど）の要素をより一層重視します。

また、2020 年の東京オリンピックを機に、オリンピックの各開催地域における持続可能性に貢献できる環境研究・改善活動、環境教育に関する研究・活動等も歓迎します。

当プロジェクトの趣旨をご理解いただき、積極的なご応募をお願いします。

また応募にあたっては、過去9年間の W-BRIDGE の活動を十分ご理解いただくとともに、早稲田大学・株式会社ブリヂストンの環境分野における取り組みも参考にさせていただくことを希望します。

<参考リンク>

W-BRIDGE	http://www.w-bridge.jp/
早稲田大学	http://www.waseda.jp/top/index-j.html http://www.waseda.jp/ecocampus/eco/report/index.html
株式会社ブリヂストン	http://www.bridgestone.co.jp/ http://www.bridgestone.co.jp/csr/eco/index.html

※W-BRIDGE の過去の採択プロジェクトは、下記 URL から参照できます。

<http://www.w-bridge.jp/>

2. 公募の概要と種別

研究・活動の公募については、株式会社ブリヂストンが定めた、3つの重点研究活動テーマを中心に募集します。また、従来の4つのテーマを対象として行う一般研究活動委託も引き続き公募いたします。同一の団体や代表者が重複して複数の公募枠に応募することはできません。

※今年度から採択案件を絞って、より効果のあるプロジェクトの推進に努めることとしておりますが、とりわけ重点研究活動テーマにおいては、Co-design 会議での議論（※）を前提にしたいと考えておりますので、多数の意欲的な応募をお待ちしております。

※Co-design 会議は、解決すべき課題の特定、考慮すべきステークホルダーの特定、課題解決の方向性などについて、様々な視点より、応募されたプロジェクトの計画段階での充実をはかるものです。

① 重点研究活動委託

継続採択は最長3年（1年ごとの審査あり） 一件200～400万円程度
3件程度最終採択予定

② 一般研究活動委託

原則1年。 一件100～300万円程度 1～2件程度最終採択予定

なお、委託の総額は1,700万円であり、採択件数は各公募の応募状況によって変動します。

【① 重点研究活動委託】

研究・活動の両側面の相乗効果を期待するプロジェクトで、最長3年で成果の出る内容での申請を対象とします（ただし、採択は1年ごと、継続の申請が必要）。基本的には一件あたりの採択額は200～400万円程度とし、プロジェクト実施を委託する形です。テーマは以下の重点テーマのいずれかで応募してください。

具体的に行政提案、他地区展開、国際学会発表、受賞などの見込みのあるプロジェクトが対象です。海外との連携案件を歓迎いたします。

<重点テーマ>

1. 天然ゴム生産およびゴム農園周辺環境のサステナビリティ
2. 森林資源の Deforestation 対策
3. 持続可能な社会作りを前提とした条件不利地域におけるモビリティのアクセシビリティ

重点テーマへの応募は研究課題の効率的な実現を図るため、以下の条件が付加されます。

- ▶ 事前審査を通過した案件を対象に、W-BRIDGE が開催する Co-design 会議（6月16日(金)、早稲田大学）を実施します（W-BRIDGE 評議委員会委員および W-BRIDGE が定めるステークホルダー等が出席）。
Co-design 会議は、解決すべき課題の特定、考慮すべきステークホルダーの特定、課題解決の方向性などについて様々な視点より、応募されたプロジェクトの計画段階での充実をはかるものです。
最終的に、成果の創出に必要な研究・活動計画、研究・活動予算（想定予算範囲内）を導き出すものです。
- ▶ Co-design 会議の意見をふまえて、具体的な研究・活動の企画および活動計画を見直し、委託内容を精査させていただきます（採択した複数のプロジェクトを統合する可能性もあります）。

【② 一般研究活動委託】

研究・活動の両側面の相乗効果を期待するプロジェクトで、1年で成果の出る内容での申請を対象とします。基本的には一件あたりの採択額は100～300万円程度とし、プロジェクト実施を委託する形です。テーマは以下のテーマのいずれか選択し、自由に構想して応募してください。

具体的に行政提案、他地域展開、国際学会発表、受賞などの見込みのあるプロジェクトが対象です。海外との連携案件を歓迎いたします。

- 企業や生活者がともに自然と共生していく方法を考える
- 資源を大切に使い循環させる仕組みを、生活者とともに考える
- 2050年の視点からCO₂を減らす方法を、生活者とともに考える
- 環境保全の知見や手法を世界にひろげ、次世代とともに学ぶ方法を考える

一般テーマへの応募は研究課題の効率的な実現を図るため、以下の条件が付加されます。

- ▶ 評議委員会および W-BRIDGE 事務局によるヒアリングを実施することがあります。
- ▶ 採択後、評議委員会などの意見をふまえて、具体的な研究・活動の企画および活動計画を見直し、委託内容を精査させていただきます（採択した複数のプロジェクトを統合する可能性もあります）。

3. 対象とする研究・活動のテーマ

(重点研究活動委託、一般研究活動委託共通)

今期の委託募集においては、以下の観点をふまえた研究・活動を優先的に採択します。

(1) 環境を基軸とした(重点テーマ3においても、環境の視点は必須です)地域課題解決に役立つ、バランスの取れた取り組みであること

研究のための研究や、単なる地域活動ではなく、地域住民との対話等を通じて社会イノベーションを巻き起こすような、地域課題の解決に役立つ、バランスの取れた取り組みであることが必要です。

(2) 全世界、全国に波及可能な課題解決モデルを「W-BRIDGE」モデルの名称で発信すること

広く多くの方々に課題解決モデルを活用してもらうために、様々な形での効果的な「W-BRIDGE」モデルとしての発信(アウトリーチ活動)が必須です。

(3) SDGsの要素を横断的に活用する取り組み

持続可能な開発目標(SDGs)は17の目標と169のターゲットから成り立っています(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf> 参照)。

プロジェクトが17のSDGsのいずれかにあてはまるのは当然のこととして、横断型の観点からSDGsを捉え、他の分野にも応用可能なモデルづくりを念頭に置いてください。

(4) 環境と経済の両立に資する取り組み

様々なステークホルダーに適用可能な、とりわけ企業や経済活動に適用可能なモデルづくりを追求してください(持続可能なモデル)。

3-1. 重点研究活動委託の具体的なプロジェクト像

重点テーマの具体的なプロジェクト像は以下の通りです。募集は重点テーマごとに行います。

またW-BRIDGEのコンセプトでもある、学の研究アプローチと地域・市民の活動アプローチが明確なものを対象とします。

(1) 天然ゴム生産およびゴム農園周辺環境のサステナビリティ

天然ゴムは、熱帯・亜熱帯地域における重要な経済資源であり、その生産と周辺環境のサステナビリティの確保は重要な課題となっています。W-BRIDGEでは、これまで「ゴム農園周辺の環境保全のための荒廃地森林造成の研究」、「天然ゴムのアグロフォレストリーに関する研究」等の研究・活動を進めてきました。

本重点テーマでは、天然ゴムの生産性向上や周辺生態系の保全等、天然ゴム生産およびゴム農園周辺環境のサステナビリティにかかわる課題について、実践的かつその成果を広く普及することができる研究・活動を募集します。従来の研究・活動の枠を超えた課題への挑戦を期待します。

ゴムノキ(ゴム原料収穫後の)の新たな活用(用材、加工品、医薬品、燃料などのカスケード利用)に関する研究・活用活動を含む場合も可とします。

特定の生物の単なる保護、特定の資源の利用促進、特定の技術システムの開発・普及の

みを目的とすると判断されたものは、委託の対象にしません。

(2) 森林資源の Deforestation 対策

パリ協定において、森林の吸収源としての役割がいつそう明確に位置づけられており、かつ、生物多様性維持の重要な要素としても極めて大きな意義をもつ森林が、開発途上国においては人口圧・経済発展による需要量の拡大、先進国とりわけわが国においては、大規模イベントのための需要量急増、再生可能エネルギー用途急増等によって輸入木材、国内産木材とも一時的にでも急速に需要が拡大することが予想されています。

このため、国内の森林過剰伐採、違法あるいは問題のある木材輸入対策などが求められているが、違法木材対策の一部は法制化されているものの、十分な対策が確立されているとは言いがたい状態です。もちろん、その大前提として、持続可能な森林資源の有効活用の拡大が求められているのは当然のことで、これらを推進する方策の探求も必要です。

国内外の Deforestation 対策の実情の把握を前提に、環境・エネルギー技術の地域受容性なども念頭にわが国を主体とする産学民（地域密着型）連携がどのような対策を講じることが可能か、その実装手法、その効果測定手段、海外の知見のある組織との連携実践等も対象とします。

特定の生物の単なる保護、特定の資源の利用促進、特定の技術システムの開発・普及のみを目的とすると判断されたものは、委託の対象にしません。

(3) 条件不利地域におけるモビリティのアクセシビリティ

都市部、中山間地域における高齢化、人口の減少等によって、公共交通機関や自家用モビリティの運用条件が著しく不利になっている地域が顕著となっています。わが国の経済成長・社会生活・福祉を支えたモビリティの持続的運用が大きな障壁にさらされている現状といえましょう。

本分野では、地域の自治体、地域住民の活動を通じてこうした問題を、地域の合理的なサステナビリティという観点から解決しようとする学と活動の連携を対象とし、環境・安全・社会経済の観点からも運用可能なモデルの提案を目指すプロジェクトを求めるものです。

特定の技術システムの開発・普及のみを目的とすると判断されたものは、委託の対象にしません。

3-2. 一般研究活動委託の具体的なプロジェクト像

具体的プロジェクト像（例）は以下の通りです。

- ・過去の事例の詳細は、ホームページをご参照ください。
- ・また、将来的に社会の中核的役割を果たすことが期待される学生等の皆さんの積極的な参画を期待します。
- ・特定の生物の単なる保護、特定の資源の利用促進、特定の技術システムの普及のみを目

的とすると判断されたものは、委託の対象にしません。

○ 企業や生活者がともに自然と共生していく方法を考える

W-BRIDGE では、生物多様性は、社会や経済の多様性、つきつめていえば人の心の多様性にかかわってくるとの認識から、多様な価値観を反映したユニークな研究活動を実施してきました。

企業や生活者が持続的に自然と共生する活動に参画でき、その成果をきちんと把握できる科学的考察とのバランスがポイントとなります。

○ 資源を大切に使い循環させる仕組みを、生活者とともに考える

W-BRIDGE では、水やマテリアルなど資源を大切に使い循環させる仕組みづくりは、地域に根ざし、生活者の視点を活かしたものでなければ定着しないという考え方をベースとして、(従来型の) 供給者だけの視点ではない多様な関係者が連携するユニークな研究・活動を実施してきました。

活動の評価など定量化を意識した科学的考察と、中長期的な課題に生活者が参画する活動手法のバランスがポイントとなります。

○ 2050年の視点から CO₂を減らす方法を、生活者とともに考える

W-BRIDGE では「環境はすべからく地域の問題である」という考え方をベースとして、地域に根ざした生活者の視点を活かして、(従来型の) 分野で区切られ、その中での精緻化を目指す科学や活動と一線を画したユニークな CO₂削減にかかわる研究・活動を実施してきました。

活動の評価など定量化を意識した科学的考察と、身近でありながら中長期的な課題に生活者が参画する活動手法のバランスがポイントとなります。なお、ここでいう CO₂ という表現は、温室効果ガス全般を含みますが、あくまでも CO₂ の削減をベースとし、その他の温室効果ガスを単独で削減する取り組みは対象としません。

○ 環境保全の知見や手法を世界にひろげ、次世代とともに学ぶ方法を考える

W-BRIDGE では、文明論的な考察をベースに環境保全の知見や手法を世界に広げ、次世代にどう伝えていくかについて、科学者、ジャーナリスト、生活者がともに考え実践していく、ユニークな研究活動や、学生と地域の生活者が一体となった環境教育活動を内外問わず展開してきました。

ここで掲げた「環境保全の知見や手法」とは、科学技術の視野からだけではなく、むしろ日本のこれまでの体験(公害問題、震災)をふまえた生活者視点からのものを念頭に置いています。

出版やインターネットなどでの発信手法と、環境に関する文明的考察や若年層のユニークな発想のバランスがポイントとなります。

4. 研究・活動の条件

4-1. 応募の資格・選定される場合の条件（最終採択案件の条件です）

大学の研究者および民間組織等（複数でも可）の連名で応募してください。ただし、研究・活動代表者は以下の要件を満たす大学等に所属の専任の教員、専任の研究員に限ります。

研究・活動代表者はプロジェクトを統括する位置づけです、特に重点研究活動委託では明確な役割を担うことが求められます。

<大学等の研究者>

- (1) 大学設置基準に該当する大学、もしくは高等専門学校であり、かつ外部の委託研究を受け入れている研究教育機関に所属する研究者は申請が可能です。ただし、所属の機関の規定で委託契約の代表者となれる方である必要があります。
- (2) 日本国外の大学が申請する場合には、上記(1)の研究機関の代表者と連携して申請してください。詳細は事務局にご相談下さい。

<民間組織等>

下記①～③のいずれかに該当するグループおよび団体を対象とします。

- ① 研究・活動実績1年以上の特定非営利活動法人（NPO法人）、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人
- ② 上記の組織の連合体（幹事となる団体と契約を結ぶこととなります）
- ③ その他 W-BRIDGE が①、②に準ずると認めたもの（とりわけ学生組織）

ただし、民間組織等に経費の分担がある場合は、経費の執行が確実に実行できる団体であることが必要です。

申請時、あらかじめ申請内容につき、各所属団体等の所属長（例えば大学の場合は学部長、学長等、NPO・公益法人の場合は理事長等）の承諾を得ていることを条件とします。特に知的財産権等の扱いについては、8.を参照し、申請の前に契約条件を確認してください。

民間組織について、Webサイト等で客観的な活動が確認できない場合は、財務資料の提出を求めることがあります。

<特記事項 申請団体共通>

下記の各項を満たさない申請団体等が関係している場合は、申請内容の全部若しくは一部であっても、またその程度の如何にかかわらず、一切申請することはできません。

また、契約時に W-BRIDGE が指定する書式で、下記の各項に対して現在及び今後とも該当しない旨の確認書を提出していただきます。

- (1) 自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社、または関連会社（以下総称して「対象者」という）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させるものでないこと。

- (3) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
- (4) 相手方に対する業務妨害にあたる行為
- (5) 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
- (6) 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- (7) 暴力団等の反社会的勢力が経営に関与する行為

4-2. 契約について

契約は以下に従って締結します。

<研究・活動代表者が、早稲田大学以外に所属する場合>

研究・活動代表者が所属する大学等は、委託契約を学校法人早稲田大学（早稲田大学環境総合研究センター）と締結してください。共同実施団体も、委託契約を学校法人早稲田大学（早稲田大学環境総合研究センター）と締結してください。

<研究・活動代表者が早稲田大学所属の場合>

研究・活動代表者と研究実施に関する覚書を締結の上、早稲田大学環境総合研究センターからの経費支出をお願いします。共同実施団体は、委託契約を学校法人早稲田大学（早稲田大学環境総合研究センター）と締結することになります。

いずれの場合も、研究・活動代表者の責任において、共同実施団体の経費支出、成果報告、会計報告に責任を持つことになります。また、プロジェクトの執行、経費の執行に際しては各国の法令を遵守すること。

研究・活動代表者が、プロジェクト全体を把握していないと W-BRIDGE が判断した場合には、採択を行いません。採択後判明した場合でも、委託を中止し、委託費の返還を求めることがあります。この判断のために、W-BRIDGE は随時、研究・活動代表者（申請代表者）に電話などでヒアリングすることがあります。

なお、研究・活動代表者として、複数の案件に応募することはできません。

4-3. 対象地域・活動エリア

研究・活動を実施する地域は日本国内、および海外いずれも対象とします。ただし、本事業は、サイトビジットによる助言・監査を前提としているため、助言・監査を受け入れることができない組織、および研究・活動代表者と直接コンタクトを取ることができない組織が関わっている場合は対象としません。

また、海外については採択時ないしは採択後研究・活動実施中における外務省の渡航情報による危険度が一定以上の地域を主なフィールドとする研究・活動は対象としないことがあります。

なお、外国の政府や国際組織がかかわる場合も、事前に関与度の有無を W-BRIDGE が調査することがあります。

4-4. 対象としない研究・活動

下記のような研究は対象外とします。

- (1) 営利（特許取得、商品開発等）を主目的とする研究・活動
- (2) 政治的・宗教的な活動を目的とした研究・活動
- (3) 他機関から、W-BRIDGE の申請額を上回る委託や助成を受けている、あるいは受ける予定のある研究・活動（本申請での活動や研究発表の際は、W-BRIDGE の委託事業であることを明示していただく必要があります）。
- (4) 他機関からの委託研究・活動の一部を申請する研究・活動
- (5) 他の団体あるいは個人への委託等が大半（1/2を超えない）を占める研究・活動（共同実施団体の経費は早稲田大学からの直接契約になります）。
- (6) 研究機器の購入、研究装置の製作を主目的とする研究・活動
- (7) 従来からの活動の維持が主で新規の研究的要素がないもの
- (8) 特定の事業者や個人の利益に寄与すると見なされる研究・活動
- (9) W-BRIDGE に責任者を明示して申請していない組織が大きな役割を果たすとみなされる研究・活動
- (10) 研究と活動のバランスを重視する W-BRIDGE の目的を逸脱したもの

5. 研究・活動期間

研究・活動期間は、2017年7月1日より2018年6月末日の1年間としますが、研究・活動計画は、2017年7月1日から2017年12月末日分（以下、1st Stage という）、2018年1月1日から2018年6月末日分（以下、2nd Stage という）の2つの Stage に分かれます。各 Stage 期間内に、報告書提出、報告会、諸手続きなどが終了することが前提です。

なお、9. に詳しく記載しますが、経費執行期間の終了、報告書の提出期限は各 Stage 終了の一ヶ月前とし、報告書や経費精算の修正要請への対応期間を一ヶ月残すこととします。

また、継続して翌年も申請を行う団体は、翌年の申請と同時に報告書を提出する必要がありますのでご注意ください。

申請の計画は、上記研究・活動期間内に一定の成果が出る計画であることが必要です。それぞれの活動期間中に見込まれる成果を明確に記述してください。

6. 委託金額、委託予定案件数

研究・活動委託の委託金額規模、予定案件数は2. に記載した通りです。

① 重点研究活動委託

継続採択は最長3年（ただし、1年毎の審査あり）、一件200～400万円程度
3件程度最終採択予定

② 一般研究活動委託

原則1年 一件100～300万円程度 1～2件程度最終採択予定

ただし、委託の総額は1,700万円（1st Stage：850万円、2nd Stage：850万円を想定）。
採択の予定件数は想定であり、各公募の応募状況によって変動します。基本的には①の採択
を優先し、②はその関係で採択可能な件数を採択する予定です。

また、審査の過程は①、②で異なりますのでご注意ください（詳しくは11.で記載）。

7. 委託費の交付・使途

(1) 委託費の使途は、次に挙げる費目とします。

- ① 労務費（(3)に該当しない研究員費、職員費、補助員費）
- ② 旅費（交通費・宿泊費）
- ③ 機械装置等費（機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費を対象とし、
土木・建築工事費は基本的に対象外とする）
- ④ 外注費（委託費）
- ⑤ その他経費（消耗品費、会議費、借料、通信費、委員会費、謝金、印刷費など）

(2) 研究・活動委託は研究・活動代表者の所属する大学等に行います（代表者の所属が早稲
田大学の場合、覚書締結となります）。ただし、NPO など民間組織に分担額のある場合
は、NPO など民間組織に研究・活動委託を行います。いずれの場合も早稲田大学の要求
に基づき支出明細を開示する必要があります。

(3) 受託団体が大学等、公的研究機関、公益法人の場合、申請期間において当該団体より定
期的な給与の支給を受けている職員の労務費、研究機関に通常備えられている汎用的な
機器（例：パソコン、コピー機、机・椅子等）の購入費、研究・活動に直接関係のない
経費や機関の一般管理費は委託の対象外とし、申請書に計上することは出来ません（た
だし、一般管理費については、会計処理上等の理由により計上せざるを得ない場合には、
原則委託総額の10%を上限として申請してください。早稲田大学内からの応募では一般
管理費の申請はできません）。なお、特定非営利活動法人においては、事情により（定期
的給与の水準等）本項の規定の全部または一部を免除することがあります。詳細は事務
局にお問い合わせください。

(4) 機械装置費は、原則として委託額の1/2以下としてください。また、連名団体への借
料の支払いはできません。

(5) 委託費は研究・活動期間開始後研究・活動開始の準備が整ったと判断できる時点で、当
該予算の一定割合を仮払いします。

(6) 9. (1) に定める会計報告に基づき、余剰金が生じた場合や、当該委託研究・活動の目

的以外に支出された経費相当額については返還していただきます。

- (7) 当該研究・活動の主要部分を共同実施団体以外の第三者に委託することは原則として認められませんが、必要な場合は、申請書の「実施体制」の欄にその旨を明記してください。当該個所に記載なく、選定後に新たに発生した第三者への委託は、改めて W-BRIDGE の承認を得る必要があります。
- (8) その他、経費の支出は受託団体が定める基準にて執行し管理することになりますが、特に定めのないものについては早稲田大学の会計基準を基本とします。

8. 知的財産権の扱い

- (1) 委託を受けた研究・活動において発明等（考案、意匠の創作、商標、早稲田大学職務発明規定に基づくノウハウを含む）が生じた場合、当該発明等およびそれに基づく特許権等（実用新案権、意匠権、商標権、早稲田大学職務発明規程に基づくノウハウを含む）は、株式会社ブリヂストンに帰属します。当該研究・活動において作成された報告書等に関する著作権は、早稲田大学と株式会社ブリヂストンとの元契約に基づき、株式会社ブリヂストンに帰属します。これは、研究・活動により生じた成果を（早稲田大学または株式会社ブリヂストンの事業の妨げにならない限り）、地球環境保全のため積極的に活用するための措置であり、第三者にも活用されるよう広く普及を図っていきます。
- (2) このため委託契約書には、知的財産権等の帰属が早稲田大学に帰属することに同意いただく条項が入ります。申請代表者の所属の大学等において、申請に先立ち、こうした知的財産権の扱いについて契約を結ぶことの可否は必ず確認してください（委託契約書の雛形は事務局で閲覧できます）。
- (3) 研究・活動代表者が早稲田大学所属の場合は、委託契約書ではなく研究実施に関する覚書に押印いただきますが、覚書の元契約にあたる早稲田大学と株式会社ブリヂストンとの契約に、知的財産権の扱いに関して同様の条項が含まれますので、同様の扱いになります。了解の上で申請してください。

9. 報告・サイトビジットなど

- (1) 委託先は、2017年11月末日までに（1st Stage 分）および2018年5月末日までに（2nd Stage 分）それぞれの会計報告を提出していただきます（会計報告には、大学、民間組織問わず、出金の証拠となる証拠書類の添付が必要です）。
- (2) 委託先は、2017年11月末日までに 1st Stage 分の成果報告を、2018年5月末日までに 2nd Stage 分の成果報告を提出していただきます。ただし、継続して翌年も申請を行う団体は、翌年の申請と同時（2018年5月20日前後を予定）に報告書を提出する必要がありますのでご注意ください。各報告の内容が適切でない場合、報告内容の修正、残りの期間がある場合にはその委託内容の変更・中止、などを求めることがあります。
- (3) W-BRIDGE が主催する報告会（2回）に研究・活動代表者の出席を求めます（予算計

画に記述必要)。報告会のすべてのプログラムへの出席を原則とします。

- (4) 研究・活動の実施状況および成果確認のため、必要に応じ現地を訪問(サイトビジット)させていただく場合があります。

10. その他の条件

- (1) 委託研究・活動の成果は、早稲田大学 Web サイト等にて公表するほか、W-BRIDGE 研究・活動発表会での発表をお願いいたします。
- (2) 委託を受けた団体等が、当該研究・活動の実施およびその成果を独自に对外公表する際には、事前に W-BRIDGE の了承を得たうえで本基金から委託を受けた旨を明示していただくとともに、広く多くの方々に課題解決モデルを活用してもらうために、様々な形での効果的な「W-BRIDGE」モデルとしての発信(アウトリーチ活動)することを常に念頭においてください。
- (3) 委託終了後についても、採択案件の追跡調査の趣旨から、ヒアリングなどに応じていただくことがあります。

11. 委託先選定の方法

11-1. 委託先選定のプロセス

委託研究・活動の選定は、W-BRIDGE に設置された評議委員会の審査結果に基づき W-BRIDGE の運営委員会が総合的な判断により決定いたします。

なお、①**重点研究活動委託**への申請案件については、Co-design 会議(6月16日(金))を実施する予定です。対象案件は、6月5日(月)までに連絡いたします。

ヒアリングは研究代表者の出席は必須ではありませんが、ヒアリングの場で、複数プロジェクトの統合など実施の体制の変更を提案することがあります。こうした提案に対する判断が出来る方の参加を求めます。

また、前期からの継続案件については、2017年5月15日(月)締切日までに提出された事業成果報告書を W-BRIDGE 評議委員会が実績評価と改善点の指摘を行います。改善点がある場合、応じていただきます。これらに応じていただけない、あるいは実績報告が不十分と認められる案件は審査の対象外とすることがあります。

11-2. 選定結果の通知・発表

選定結果は、2017年6月下旬迄に各応募者に文書通知後、7月上旬 W-BRIDGE Web サイトで公表予定です。

判定理由については、研究・活動代表者の申請に基づいて、研究・活動代表者に開示いたします。

1 1 - 3. 評価・選定基準

W-BRIDGE が定めた評価・選定基準に基づいて評価・選定を行います。

【①重点研究活動委託、②一般研究活動委託共通】

(1) 本募集の趣旨への合致性

本募集要項 4. に明記した採択条件に合致しているかどうかを評価します。他にも、本募集要項の記載内容に従っているかどうかについても評価を行います。

(2) 事業の実現性

事業実施能力、他のプロジェクトの連携、社会環境などの実現性に加え、研究論文、研究発表などの学術的業績の実現性を評価します。

(3) 事業のコストパフォーマンス

申請金額が期待される成果に比べて、コストパフォーマンスに優れているかを他の案件と比較評価します。加えて、事業費目の妥当性、特に研究と活動のバランスの取れた費用配分を評価します。

(4) 事業の将来性

事業の波及効果、社会貢献の可能性に加え、社会的インパクトなどを評価します。

(5) アウトリーチ（「W-BRIDGE」モデルの発信）の計画

アウトリーチ（「W-BRIDGE」モデルの発信）計画について効果と実現性について評価します（情報発信の際に W-BRIDGE の委託案件であることを明記するのが必須条件です）。

1 2. 応募の方法

1 2 - 1. 応募締切

2017 年 5 月 18 日(木) 午後 6 時必着

※申請に際する条件等に不備がある場合は、申請が受け付けられません。必要書類の不明点や不備のおそれがある場合は、応募締切前に事務局へご相談いただくことをお勧めします。

継続案件については、締切の前に報告書の審査がありますのでご注意ください。

1 2 - 2. 申請書類とその請求

所定の申請書類を用いて提出してください。所定の申請書類は、W-BRIDGE Web サイトの申請書請求フォーム（<http://www.w-bridge.jp/form/rfp/>）からご請求ください。

なお、Webサイトから請求ができない場合は、W-BRIDGE事務局（w-bridge@list.waseda.jp）宛てに、件名：W-BRIDGE 申請書類請求と記し、①請求者所属組織の名称、②所属組織の住所、③請求者氏名（ふりがな）、④メールアドレス、④連絡先の電話番号を明記のうえご請求ください。

12-3. 申請書類

(1) 電子ファイル 1 部 (PDF 不可)

申請書および予算計画を、電子メールの添付ファイルとしてご送付ください。

(2) 本提案への意欲、あるいは背景（地域の実情、関係団体の実績）を示す補足説明資料を任意で提出することができます (A4 4 枚 白黒)。

12-4. 申請書類に関する事項

(1) 申請書類は電子メールでの提出を受付けます。

(2) 提出された申請書等は返却いたしません。

(3) 申請書の差し替えは認めません。

(4) 必要に応じ、参加団体概要・財務概況を示す資料等の提出を求めることがあります。

(5) 申請書の不足や記入漏れ等の不備なものは、受理できない場合があります。

12-5. 説明会、相談

本募集要項に関する説明会を以下の通り開催します。申請を検討される団体は是非参加してください。

<公募説明会>

※過去の採択団体の事例紹介もあります

日 時：2017年4月10日（月） 13:30～15:00

会 場：早稲田大学 26 号館 1102 室

3月21日(火) から URL : <http://www.w-bridge.jp/> で詳細掲載いたしますのでご確認ください。

<第9期プロジェクト成果報告会>

日 時：2017年5月16日（火） 10:30～17:00（予定）

会 場：早稲田大学 120 号館 5-121 室

4月から URL : <http://www.w-bridge.jp/> で詳細を掲載いたします。

こちらでも簡単な公募説明を行うほか、過去のプロジェクトの成果を公表しますので、応募の際は参考にしていただくことを推奨します。

その他、募集要項に関する疑問点について、メール及び事務局での個別相談にも応じますので、以下のお問い合わせ先へご連絡ください。

13. お問い合わせ先

早稲田大学環境総合研究センターW-BRIDGE 事務局

TEL : 03-5292-3526 / FAX : 03-5292-3527

E-mail : w-bridge@list.waseda.jp

URL : <http://www.w-bridge.jp/>

14. 個人情報の取り扱い

W-BRIDGE は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申請者から提供いただいた個人情報を適切に管理し、以下の通り取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

申請者から W-BRIDGE に提供いただいた個人情報は、その全部又は一部を、以下の目的で利用いたします。

- ① 委託審査・選定、委託実施のための利用
- ② 公開講座、シンポジウム、セミナー等 W-BRIDGE 主催行事へのご案内のための利用
- ③ その他上記業務に関連・付随する業務のための利用

(2) 個人情報の提供

W-BRIDGE は、申請者の同意をいただいた場合又は法令に基づく場合を除き、申請者より提供いただきました個人情報を第三者に開示、提供いたしません。

(3) 提供内容の開示、訂正および利用停止等について

申請者から申請者自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・第三者への開示・提供の停止等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。詳しくは、W-BRIDGE 事務局までお問い合わせください。

以 上